会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第１３６３号
令和３年１０月１４日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　丸　木　雄　一）

新型コロナワクチン追加接種（３回目接種）について

標記のことについては、１０月７日の理事会にて情報提供しておりましたが、県保健医療部長より別添のとおり通知がありました。

３回目は、２回目接種後８か月以上を経過した者で、居住地の市町村より接種券が届きましたら、対象となります。

各医療機関における接種に必要なワクチン数などは、市町村が調査を行いますのでよろしくお願いいたします。

なお、３回目のワクチンは、１，２回目と同様のワクチンとされていますが、今後の輸入状況また科学的知見等を踏まえ示される予定です。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会管下会員あてご周知くださいますようお願いいたします。

担　当：業務Ⅰ課　石田
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

埼玉県医師会
受付
3.10.14
809 号

保政第１００３－１号
令和３年１０月８日

埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二

新型コロナワクチン追加接種（３回目接種）について

本県の保健医療行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、９月１７日に開催された第２４回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、追加接種を行う必要があり、その実施時期は２回接種完了から概ね８か月以上後とすることが妥当であるとの見解が示されました。

これを受け、厚生労働省健康局健康課予防接種室から、令和３年９月２２日付け事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（３回目接種）の体制確保について」により、追加接種の概要が示されたところです。

つきましては、国から示された追加接種に関する現時点での情報を踏まえ、医療従事者等の皆様が御留意いただくべきことについて、下記のとおりお知らせいたしますので、各郡市医師会あて御周知をお願いいたします。

記

１　追加接種の概要

（１）接種の対象

○　追加接種には、「医療従事者等」や「高齢者」といった、これまでの優先接種区分はありません。２回目接種を終了した者のうち、８か月以上経過した者から順次対象となり、市町村から接種券が発行されます。

○　対象者の範囲については、科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ、今後国から示されます。

（２）接種体制の原則

○　現在市町村が実施している住民接種の接種体制を維持し、医療従事者等も含め現行の接種体制で追加接種を実施します。

○　このため、医療従事者等への接種について、１回目・２回目接種のような接種機関の割り当てなど特別な体制は設けられません。

○　自院で接種を受けない医療従事者等は、居住市町村で住民接種を受けることになります（下記「（３）接種体制の例外」参照）。その場合は、各居住市町村からの接種の案内をお待ちください。

（３）接種体制の例外

○　上記「（２）接種体制の原則」のとおり、追加接種は原則として現在の住民接種を継続する形で実施されますが、希望する医療機関は、自院の職員等（当該医療機関の所在市町村外に居住する者も含む）に個別接種ができます。

○　追加接種に必要なワクチン数の算出や分配のため、近日中に市町村が各医療機関における自院接種者数を把握するための調査を行う予定です。御協力をお願いいたします。

２　実施期間

１回目・２回目の一般的な医療従事者等優先接種は令和３年３月頃から開始されたことから、今後の準備期間を踏まえると、早ければ令和３年１２月から追加接種が開始されることが想定されています。

３　ワクチンの種類

追加接種で使用するワクチンについては、科学的知見等を踏まえ、追って国から示されます。

４　その他

○　委託業者や近隣の薬局職員など、各医療機関で１回目・２回目接種の対象とした医療従事者等についても自院の職員等として接種いただいて構いません。この場合には、前述の自院接種数調査でその分の人数も忘れずに計上してください。

○　ワクチン接種を行うには、集合契約の締結やV-SYSへの入力などの手続きが必要となります。詳細は各医療機関の所在市町村へお問い合わせください。

埼玉県新型コロナウイルスワクチンチーム
接種調整担当
０４８－８３０－７５０８
a7500-01@pref.saitama.lg.jp